

研究倫理規程

組織・運営 規程第 21 号
2018 年 11 月 17 日制定
最終改正 2025 年 3 月 15 日

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 本規程は、公益社団法人日本社会福祉士会正会員に所属する会員（以下「会員」という。）の研究における知的誠実さを涵養し、研究の倫理的なあり方を示すことにより、社会福祉の進歩と普及を図り、学術の振興と人々の福祉に寄与・貢献することに資することを目的とする。

（遵守義務）

第 2 条 会員は、本研究倫理規程及び別に定める「研究倫理ガイドライン」に則り、研究活動において良識と知的誠実さ、倫理が要請されることを自覚して行動しなければならない。

（責務）

第 3 条 会員は、研究活動を行うにあたって、人権を尊重し、年齢、性別、人種、国籍、思想信条、宗教、社会的地位、障がいの有無等において差別的な取り扱いをしてはならない。

2 会員は、常に最新の研究方法の探求ならびに先行業績の探索を通じて、自らの研究水準の向上に努めなければならない。

3 学会運営委員会（以下「委員会」という。）、研究誌『社会福祉士』編集規程（規程第 7 号）第 4 条の執筆者、「個人発表」「自主企画シンポジウム」又は「ポスター発表」における申込者及び登壇者（以下「発表者」という。）は、研究誌の発行、学会発表に至るまでのプロセスが円滑に運営されるように、別に定める規程に基づき行わなければならない。

（本規程に違反した場合の処分）

第 4 条 発表者が本規程に違反する行為を行った場合には、処分される場合がある。

2 第 2 条及び第 3 条に反する行為が認められた時、委員会は採択及び発表の取消を行うものとする。

3 前項に規定する採択及び発表の取り消しは、研究誌の発行又は、学会発表の後であっても処分を行うものとする。

（規程の変更）

第 5 条 この規程を変更するときは、理事会の決議を経なければならない。

附 則

2018 年 11 月 17 日制定、施行

附 則

2019 年 6 月 15 日改正、施行

附 則

2021 年 2 月 6 日改正、2021 年 4 月 1 日施行

附 則

2025 年 3 月 15 日改正、施行